

令和 6 年 3 月吉日

保護者 各位

あま市学校教育課
(学校給食センター)

学校給食の欠食の取扱いについて

日頃より、本市教育行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。
本市における学校給食の欠食の取扱いにつきまして下記のとおりとさせていただきますので、よろしく申し上げます。

記

1 長期欠食に該当する要件

病気、けが、転出などの理由で、連続5日（土日、祝日を除く）以上、給食を受けることができない場合のみ長期欠食に該当し、給食費の徴収は免除されます。
※給食を受けることができない期間が、1日だけ、連続しない飛び石、連続4日以内である場合は、長期欠食に該当しません。
※食物アレルギー等の理由により欠食を希望される場合は、別途申請が必要となりますので、在籍校にご相談ください。

2 長期欠食する場合（連絡先と期限）

- ・連絡先：在籍校
- ・連絡期限：欠食希望日の3日前（土曜、日曜、祝日除く）の午後4時までに連絡
- ・停止可能日：在籍校から給食センターが連絡を受けた日の3日後から停止

3 長期欠食から給食を再開する場合（連絡先と期限）

- ・連絡先：在籍校
- ・連絡期限：再開希望日の3日前（土曜、日曜、祝日除く）の午後4時までに連絡
- ・再開日：在籍校から給食センターが連絡を受けた日の3日後から再開

4 長期欠食した場合の給食費

長期欠食扱いとなった給食分については、毎月、給食費を精算します。

5 インフルエンザ等の出席停止の期間

インフルエンザ等など、学校保健安全法施行規則で定められた出席停止に該当する場合においても、「2長期欠食する場合」の取扱いと同様、在籍校から学校給食センターが連絡を受けた日の3日後から欠食扱いとします。

但し、出席停止期間が延長する場合、期間中に1日でも欠食しているときは、当日の連絡でも欠食の延長を受付けます。

～ 裏面もご覧ください ～

<例>連絡日の違いによるインフルエンザ等による出席停止（5日間）の欠食および延長の可否

	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
		出席停止期間						出席停止延長
ケース1	連絡	—	—	1日後	2日後	3日後 欠食可能	欠食延長可能	
ケース2		—	—	連絡	1日後	2日後 欠食不可	欠食延長不可	

6 「ラーケーションの日」取得に伴う欠食について

「ラーケーションの日」の取得に伴う欠食の取扱いについては、学校への届出期日※までに『ラーケーションカード』が提出された分を欠食の対象とします。

※学校への届出期日：取得予定月の前月の1日まで（特別な月を除く）

「ラーケーションの日」取得予定月	保護者から学校への届出期日
R6年4月	4月12日（金）
R6年5月	4月12日（金）
R6年6月	5月1日（水）
R6年7月	5月31日（金）
R6年9月	7月1日（月）
R6年10月	9月2日（月）

「ラーケーションの日」取得予定月	保護者から学校への届出期日
R6年11月	10月1日（火）
R6年12月	11月1日（金）
R7年1月	11月29日（金）
R7年2月	12月23日（月）
R7年3月	1月31日（金）

7 その他

・臨時休業における給食費について

学級閉鎖等の臨時休業の場合、原則、決定日の翌々日分から給食費を免除します。
なお、在籍校と調整するため、保護者による手続きは不要です。

・台風等による献立の実施日調整について

台風等により学校給食を中止した日の献立につきましては、原則翌日に実施し、以降1日ずつ献立を先送りして金曜日の献立を中止いたします。

なお、金曜日が中止の場合は、献立の移動はいたしません。

<例> 台風により月曜日の給食が中止となった場合

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
中止	月曜日の献立を実施	火曜日の献立を実施	水曜日の献立を実施	木曜日の献立を実施

※食材等の都合により上記以外の取扱いをする場合は、文書で通知いたします。

【問合せ先:あま市学校教育課(学校給食センター) ☎052-441-7666】